

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第 1 2 6 号）

国民健康保険課

1 改正の理由

- (1) 出入国管理及び難民認定法等の改正により、個人番号カードと同等の機能を有する特定在留カード等の交付が開始されたこと等に伴い、福祉医療費の受給資格者が保険医療機関等において行う受給資格情報の提供に係る規定を見直す。
- (2) 福祉医療費の受給資格者の一時的な窓口負担を軽減するため、当該受給資格者から一部負担金を徴収せずに、市長に福祉医療費の支給を請求することができる保険医療機関等の範囲を拡大する。

2 主な内容

- (1) 個人番号カードを用いる方法によるものとしている受給資格情報の提供に係る規定について、次のとおり整備する。
 - ア 個人番号カード、特定在留カード等に搭載することができる機能である「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」を送信する方法等により受給資格情報を提供するものとする規定に改める。
 - イ アの方法によることができない場合に、スマートフォン等を用いてマイナポータルで取得した受給資格情報を保険医療機関等に提示する方法によることができることとする規定を加える。
- (2) 県内の保険医療機関等だけでなく、あらかじめ市長との合意が成立している県外の保険医療機関等についても、市長に福祉医療費の支給を請求することができることとする。

3 施行期日

公布の日（ただし、2の(2)については、令和8年10月1日）